

地域密着型サービス事業所における必要な研修の未受講者を配置する場合の届出等について

1 対象サービス及び役職等

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の管理者、代表者、介護支援専門員・計画作成担当者

2 管理者

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（保健師又は看護師である者を除く）の管理者は、指定を受ける際又は管理者の変更の届出を行う場合には「認知症対応型サービス事業管理者研修（みなし措置を含む）」を修了している必要があります。修了していない場合は人員基準違反となります。

ただし、解釈通知の「管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。」の規定に基づき、研修未受講者を管理者とする場合は、変更届に研修受講申込書の写しを添付して届け出ることにより、当該研修が修了するまでの間は、人員基準違反とは取り扱いません。

研修受講申し込み期間の関係で研修受講申込書の写しの添付ができない場合は、法人代表者による佐世保市長宛ての誓約書又は確約書を添付してください。この場合、申し込みができる状態になった時に速やかに研修受講申込書の写しを提出してください。

研修が修了した場合には速やかに研修修了証の写しを提出してください。

なお、当該管理者の離職等により予定した研修を受講できなかった場合には、受講できなかった理由書を提出してください。

3 代表者

小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（保健師又は看護師である者を除く）の代表者は、指定を受ける際又は代表者の変更の届出を行う場合には「認知症対応型サービス事業開設者研修（みなし措置を含む）」を修了している必要があります。修了していない場合は人員基準違反となります。

ただし、解釈通知の「代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。」の規定に基づき、研修未受講者を代表者とする場合は、変更届に研修受講申込書の写しを添付して届け出ることにより、当該研修が修了するまでの間は、人員基準違反とは取り扱いません。

研修受講申し込み期間の関係で研修受講申込書の写しの添付ができない場合は、法人代表者による佐世保市長宛ての誓約書又は確約書を添付してください。この場合、申し込みができる状態になった時に速やかに研修受講申込書の写しを提出してください。

研修が修了した場合には速やかに研修修了証の写しを提出してください。

なお、当該代表者の離職等により予定した研修を受講できなかった場合には、受講できなかった理由書を提出してください。

4 介護支援専門員・計画作成担当者

小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員は、指定を受ける際又は介護支援専門員の変更の届出を行う場合には「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（みなし措置を含む）」を修了している必要があります。修了していない場合は人員基準違反となります。

認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際又は計画作成担当者の変更の届出を行う場合には「実践者研修」又は「基礎過程」を修了している必要があります。修了していない場合は人員基準違反となります。

また、介護支援専門員又は計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合は、人員基準欠如となり、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算となります（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

ただし、留意事項通知の「都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする」との規定に基づき、次の書類を添えて届け出た場合は、当該研修を修了するまでの間は減算対象とはしません。

① 法人代表者による佐世保市長宛ての誓約書又は確約書（「研修を修了した職員の離職等」の人員基準欠如となった理由を記載すること）

② 研修受講申込書の写し

また、研修が修了した場合には速やかに研修修了証の写しを提出してください。

なお、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととなります。

ただし、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であつて、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、次の書類を添えて届け出ることにより、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとします。

① 当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由及び新たに配置する計画に関する申出書（研修修了書又は研修申込書の写しを添付すること）

なお、「研修を修了した職員の離職等」とは、職員の離職、病気療養、育児休業など職員

の都合によるものであり、法人内の人事異動など法人の都合によるものは該当しませんのでご注意ください。また、人員欠如減算とならない場合であっても人員基準違反となりますので、このような状況にならないようご注意ください。